

(案)

府消委第 号  
令和2年 月 日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 山本隆司

答 申 書

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、諮問された改正案(別添)のとおりとすることが適当とする。

令和2年 月 日

消費者委員会

委員長 山本 隆司 殿

消費者委員会食品表示部会

部会長 受田 浩之

食品表示部会報告書

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった件につき、審議のうえ、別記のとおり議決したので報告します。

(別記)

#### 1. 審議経過

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった件につき、食品表示部会において審議を行い、令和2年5月25日の食品表示部会において、「2. 審議結果」のとおり議決した。

#### 2. 審議結果

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

(案)

府消委第 号  
令和2年 月 日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 山本隆司

答 申 書

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、以下〇〇を除き、諮問された改正案(別添)のとおりとすることが適当とする。

- ① . . . . .
- ② . . . . .
- ③ . . . . .

令和2年 月 日

消費者委員会

委員長 山本 隆司 殿

消費者委員会食品表示部会

部会長 受田 浩之

食品表示部会報告書

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった件につき、審議のうえ、別記のとおり議決したので報告します。

(別記)

1. 審議経過

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった件につき、食品表示部会において審議を行い、令和2年5月25日の食品表示部会において、「2. 審議結果」のとおり議決した。

2. 審議結果

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、以下〇〇を除き、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

① . . . . .

② . . . . .

③ . . . . .